資料3－2－3 阪神•淡路大震災に対する復興予算の措置状況

| 被災地における生活の平常化支援 | 6年度 2次補正 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | H7． 2 | 補正 | H8． 5 | H9． 3 | H10． 4 | H11． 3 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 応急仮設住宅 | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |
| 災害韦慰金の支給等 | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |
| 災害救助費 |  |  |  |  |  |  |
| 健康保険組合助成，国民健康保健助成 |  |  |  |  |  |  |
| 緊急歯科保健医療事業の推進 |  |  |  |  |  |  |
| がれきの処理 |  |  |  |  |  |  |
| 災害廃棄物処理事業 | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |
| 大型焼却炉の緊急整備 | － |  |  |  |  |  |
| 二次災害の防止 |  |  |  |  |  |  |
| 土砂災害危険箇所等に係る対策 | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |
| 被災宅地に係る対策 | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |
| 工場•事業場からの有害物質の漏出等に係る二次汚染防止対策 | － |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 1 「生活の再建」のための諸施策 |  |  |  |  |  |  |
| （1）被災者の居住の安定のための住機能の充実 |  |  |  |  |  |  |
| －公的な住宅の供給 |  |  |  |  |  |  |
| －震災で住宅を失った被災者等に住宅を供給するため，災害復興公営住宅，災害復興準公営住宅等の整備を推進する（公的供給住宅全体 で 77,000 戸を供給）とともに，公営住宅建設に係る住宅•都市整備公団住宅及び用地の活用 | $\bigcirc$ | － | $\bigcirc$ | － |  |  |
| －公的賃貸住宅について，入居収入基準の特例措置を講ずるととも に，一元的な入居者募集を開始。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |
| －低所得の被災者に対して，災害復興公営住宅の家賃をさらに引き下げるための支援を行う。 |  |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －住宅金融公庫融資 |  |  |  |  |  |  |
| －住宅金融公庫の災害復興住宅融資について，利子補給による実質金利引下げ，貸付限度額の引上げ等の措置を講ずるとともに，必要 な事業費等を追加。 |  | $\bigcirc$ | － | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －マンション建替の促進等 |  |  |  |  |  |  |
| －マンション建替の促進等のため，優良建築物等整備事業について面積要件の緩和等の制度拡充を実施。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |
| －住宅に関する情報提供•相談体制の実施 |  |  |  |  |  |  |
| －住宅に関する情報提供•相談体制の充実を図るため，ひょうご輸入住宅総合センター及び総合住宅相談所を設置。 |  | － | $\bigcirc$ |  |  |  |
| －ひようご輸入住宅総合センター及び総合住宅相談所を活用して， ソフト面での支接を行う。 |  | $\bigcirc$ | － | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －宅地擁壁の復旧対策の推進 |  |  |  |  |  |  |
| －災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の特例措置による宅地擁壁の復旧対策の推進。 | － | － | － |  |  |  |
| －被災地域の再生等のために緊急に推進する面的整備及び関達する都市施設の整備 |  |  |  |  |  |  |
| （1）面的整備事業の推進 |  |  |  |  |  |  |
| －被災市街地復興推進地域に係る土地区画整理事業に対する一般会計補助制度を創設。 | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |
| －土地区画整理事業，市街地再開発事業，住宅市街地総合整事備事業等に係る補助要件の緩和等の制度拡充を実施。 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| －被災市街地復興推進地域における都市機能更新用地取得に対する低利融資の創設。 | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |


|  | 6年度 2次補正 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| －避難地•避難路周辺等の建築物の不燃化を図るとともに，住宅供給にも資する都市防災不燃化促進事業を推進。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |
| －被災市街地復興推進地域等の再生及び被災者のための住宅供給に関連する土地区画整理事業，市街地再開発事業を実施する。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －公的住宅の供給に資する住宅市街地総合整備事業，密集住宅市街地整備促進事業等を実施する。 |  | $\bigcirc$ | $\bullet$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －上記の面的整備事業に関連する街路事業，下水道事業，都市公園事業，街並みまちづくり総合支援事業，主要河川の整備事業等を実施する。 |  |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |
| （2）関連する都市施設の整備 |  |  |  |  |  |  |
| －被災市街地復興高密度基準点の整備等 |  |  |  |  |  |  |
| －被災地において，測量の効率化，地籍の明確化を図るとともに，新しいまちづくりを円滑に進めるため，被災市街地復興高密度基準点を 800 点設置。また，被災した基準点 130 点の改測を実施する。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |
| －定住促進団地の整備 |  |  |  |  |  |  |
| －被災過疎地域における被災地域住民の定住を図るため，宅地の供給を 188 戸分整備予定。 |  | $\bullet$ |  |  |  |  |
| －阪神•淡路大震災における応急仮設住宅の供与期間の延長等 |  |  |  |  |  |  |
| －存続期限の到来する応急仮設住宅のうち，必要な応急仮設住宅に ついて供与期間の延長を行うとともに，応急仮設住宅の速やかな解消について支援を行う。 |  |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| （2）被災者への就職支援等による雇用の安定の確保 |  |  |  |  |  |  |
| －失業の予防•雇用維持対策 |  |  |  |  |  |  |
| －公共職業安定所に雇用についての特別相談窓口を開設 |  | － |  |  |  |  |
| －雇用調整助成金制度，生涯能力開発給付金制度等について特例措置等を実施 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |
| －再就職促進対策 |  |  |  |  |  |  |
| －積極的な求人開拓，就職面接会の開催を含めたきめ細かな職業相談•職業紹介等を実施 <br> －被災者の再就職の促進を図るため，特別求人開拓，合同就職面接会，巡回ハローワーク，応急仮設住宅団地等への求人情報の積極的提供等を実施する。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  | $\bigcirc$ |  |
| －特定求職者雇用開発助成金制度について特例措置等を実施 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |
| －「阪神•淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業 の就労促進に関する特別措置法」に基づき，被災地において計画実施される公共事業に一定の割合で被災失業者が雇用されるようにす るための施策を実施。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |
| －公共職業能力開発施設における特別コースの設定，専修学校等人 の委託等による機動的職業訓練を展開。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |
| －今後とも，きめ細かな職業相談•職業紹介等の実施，特定求職者雇用開発助成金制度の特例措置の活用，就労促進法の施行，機動的 な職業訓練の実施蜜により，産業の復興等に対応し，産業間，地域間，年齢間等のミスマッチを解消しつつ，働く場を確保する。 |  |  | － |  |  |  |
| －被災により離職を余儀なくされた労働者の再就職の促進を図るた め，特定求職者雇用開発助成金の特例措置等を実施する |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |
| （3）被災要介護高齢者等の支援策の充実 |  |  |  |  |  |  |
| －特別養護老人ホーム等の緊急整備 |  |  |  |  |  |  |
| －社会福祉施設の復旧について，国庫補助率の嵩上げの特例措置を講じ，復旧経費を計上。 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| －特別養護老人ホームの増設，ケアハウスの増設，ホームヘルパー の増員等要介護高齢者等の支援施策の推進を図る。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －在宅要援護高齢者等について，施設への緊急受入れ，ホームヘル パーの派遣，デイサービスの実施，生活援助員の派遣などを実施。 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |  |

－福祉ボランティア活動の推進
$\cdot$ 神戸市の9力所の区ボランティアセンターを国庫補助事業として新 たに採択
－全国社会福祉協議会が行う「阪神•淡路大震災におけるボラン ティア団体活動支援のための募金」を指定寄付金に指定。全国社会福祉協議会の募金の継続（9年3月まで）。
－ボランティアセンターの機能の拡充（平成 8 年度から新たに市区町村ボランティアセンター活動事業において，福祉救援ボランティア活動促進事業，都道府県ボランティアセンター活動事業において， ボランティア活動コーディネーター養成事業及び福祉救援ボラン ティア活動マニュアル等策定事業を実施）。
－災害ボランティア活動の強化：災害時の福祉救援ボランティア活動等に関する連絡会議，実践講座の開催により，ボランティア活動 の強化を図る（市区町村ボランティアセンター活動事業）
（4）災害時にも対応できる医療供給体制の充実
－医療供給体制の整備
 を講じ，復旧•復興経費，医療施設近代化整備事業費を計上。
－仮設診療所の設置（9力所），巡回健康•栄養相談，歯科，巡回診療，こころのケア事業など，県•市町の行う保健医療活動に対し国庫補助。
阪神•淡路大震災により被害を受けた神戸市立西市民病院の災害復旧工事について補助を行う。

- 災害拠点病院整備事業
- 災害医療に関する補助制度の拡充（平成 8 年度から新たに災害拠点病院整備事業等を計上）毎により，災害時にも対応できる医療供給体制の整備推進を支援する。
- 救急医療情報センター（広域災害•救急医療情報システム）の整備
- 救急医療情報センター（広域救急医療情報センター）が災害時に必要な医療機関の情報収集，医療ボランティアの登録，派遣を行うた め，全国的なネットワークの整備を図る。
（5）教育活動の回復のための諸施設の復旧
- 国公立学校施設の災害復旧事業等- 被災した国立学校施設•設備の復旧事業を実施。
- 激甚災害法に基づき，被災した公立学校施設の復旧事業に対し補助。また，教室が地域住民の避難場所となった場合において，授業 の早期再開のために応急仮設校舎設置に対し補助。
- 公立社会教育施設等の災害復旧事業
- 激甚災害法に基づき，特定被災地方公共団体が施行する公民館，図書館等社会教育施設の復旧事業に対し補助。また，公立文化施設 を新たに補助対象に追加。
－被災した公立社会体育施設（体育館，運動場，水泳プール及び柔剣道場）の復旧事業を補助。
- 私立学校等の災害復旧等
- 激甚災害法た基づき，被災私立学校施設の災害復旧事業に対し補助。応急仮設校舎，借用土地の災害復旧事業についても補助対象に追加。
－私立学校経常費助成を拡充。

| －被災私立学校の教育研究用物品の復旧事業に対し補助。 | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| －被災私立学校の教育研究活動の復旧事業に対し補助。 |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| －被災私立学校の学費減免事業に対し補助。 |  | － |  |  |  |  |
| －被災私立学校の復旧融資に係る利子補給（当初5年間）を実施。 |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| －日本私学振興財団による被災私立学校施設の災害復旧事業等に対 する長期•低利の貸付けを実施。 |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| －日本私学振興財団に対する被災私立学校の7年3月分の返済を7年9月まで猶予し，その間の利息分を免除。 |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| －災害復旧事業への長期低利貸付け実施のための逆ざや補填とし て，日本私学振興財団に追加出資。 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |  |


|  | 6年度 2次補正 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| －被災私立専修学校等の災害復旧事業に対する補助制度を創設し，被災私立専修学校等の建物その他災害復旧事業等に対し補助。 | $\bigcirc$ | － |  |  |  |  |
| （6）うるおいとやすらぎのある生活環境をとり戻すための文化活動への支援 |  |  |  |  |  |  |
| －文化財の復旧等 |  |  |  |  |  |  |
| －国宝重要文化財に指定されている建造物，美術工芸品等の災害復旧事業等を実施。 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| －重要文化財建造物，伝統的建造物の災害復旧事業等を実施。 |  |  | － |  |  |  |
| －被災した重要文化財建造物の復旧及び被災地の復興事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を行う。 |  |  |  | $\bigcirc$ | － |  |
| （7）その他 |  |  |  |  |  |  |
| 災害救助費の追加 <br> 災害援護資金にかかる国庫貸付金の追加 |  | － |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| －被災世帯の生活の立て直しに資する災害援護資金の既貸付け分及 び受付期間の延長（10月末日まで）により見込まれる所要額を追加計上。 |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| －被災した児童生徒等に対する援助等 |  |  |  |  |  |  |
| －要保護及び準要保護児童生徒援助：被災した児童生徒の保護者 に，学用品費，医療費，学校給食費等の給与を行う市町村に補助を行う。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | － | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －被災した児童生徒の心の健康管理（メンタルヘルス）の充実のた めの実態調査，心の健康相談活動等に関する研修会等の実施。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |
| －日本育英会奨学金において被災により緊急に奨学金が必要となっ た学生•生徒に対し，災害採用として奨学金を貸与。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |
| －被災により住居を失った外国人留学生に対して，（財）日本国際教育協会を通じて，緊急援助金を支給。 |  | － |  |  |  |  |
| －被災により奨学金が必要となった私費外国人留学生に対して， <br> （財）日本国際教育協会を通じて，学習奨励費を追加支給。 |  | － |  |  |  |  |
| －倒壊建物の職権による滅失登記等 |  |  |  |  |  |  |
| －震災により全壊した約10万棟の建物についての滅失調査及び職権 による滅失登記等の実施。（H7，H 8 ） |  | － | $\bigcirc$ |  |  |  |
| －阪神•淡路大震災に伴う特設登記相談所の開設及び復興に伴う登記事務の適正処理 |  |  |  |  |  |  |
| －復興に伴って急増する登記に関する相談に適切に対処するために特設登記相談所を引き続き開設するとともに，復興に伴う登記事務処理を適正かつ迅速に行う。 |  |  |  | － | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －阪神•淡路大震災に伴う震災関係法律扶助事業補助の推進 |  |  |  |  |  |  |
| －阪神•淡路大震災に伴って急増している法的紛争の迅速な解決と被災者の生活基盤の安定を図るため，震災関係法律扶助事業の推進 を図る。 |  |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －震災復興事業に係る特別の地方財政措置 |  |  |  |  |  |  |
| －「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施す る土地区画整理事業及び市街地再開発事業について，国庫補助事業 に係る地方負担額に充当される地方債の充当率を $30 \%$ から $90 \%$ に引 き上げるとともに，その元利償還金に対し $80 \%$ の交付税措置を講 じ，被災地方公共団体の財政負担の軽減を図る。 |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |
| －平成 7 年度第 2 次補正予算における復興関連事業のうち，一般公共事業，災害復旧事業等に係る地方負担額については，原則として地方債により全額措置するとともに，その元利償還金については，後年度普通交付税の基準財政需要額に算入することとする。特に被災市街地復興促進地域における土地区画整理事業及び市街地再開発事業については，国庫補助対象の拡大等にあわせ，その地方負担額 について，事業の円滑な推進を図るため，所要の地方財政措置を講 じることとする。 |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| 2 「経済の復興」のための諸施策 |  |  |  |  |  |  |
| （1）経済復興を支える交通•情報通信インフラの整備 |  |  |  |  |  |  |
| －仮設桟橋埠頭の整備 |  |  |  |  |  |  |


|  | 6年度 2次補正 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| －阪神•淡路復興要員会の提言に基づき，神戸港六甲アイランドに約 $1,000 \mathrm{~m}$ の仮設栈橋嬶頭を整備し，平成7年11月13日に1バース（350 m）供用開始。 |  |  |  |  |  |  |
| －神戸港等の復興 |  |  |  |  |  |  |
| －神戸港の一日も早い復興により経済や生活の基盤を確保し，物流機能の回復を図るとともに，近畿圏ひいては我が国の国際競争力を強化するため，大水深コンナターミナルの整備等により国際物流拠点機能の強化を図る。 |  | $\bigcirc$ | － | － | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －民有港湾施設等の復旧に対る支援措置の拡充 |  |  |  |  |  |  |
| －民間が保有する港湾施設等の復旧に対する日本開発銀行からの超低利融資による支援の実施。 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | － |  |  |  |
| －神戸市営地下鉄海岸線の建 |  |  |  |  |  |  |
| －神戸市営地下鉄海岸線の新線建設に対する土木土事等の事業費に対し補助を行う。また，鉄道駅の機能強化及び連携機能強化を図る ため，土地区画整理事業と併せて行う最寄駅（阪神電鉄岩屋駅，春日野道駅）の改善整備事業に対し補助を行う。 |  | $\bigcirc$ | － | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | － |
| －情報通信インフラの整備 |  |  |  |  |  |  |
| －情報通信インフラの災害復旧融資制度の創設：阪神•淡路大震災 における第一種電気通信事業者及びCATV施設設置者の復旧費用につ いて，日本開発銀行から資金を超低利で融資する制度を創設した。 | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |
| 【情報通信研究施設の整備】 <br> －通信総合研究所関西研究施設等の復旧 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| －阪神•淡路大震災で被災した電気通信フロンティア関係の研究施設等の復旧を実施することとした。 |  | $\bullet$ |  |  |  |  |
| －GII構築に向けた情報通信国際共同研究施設の整備 |  |  |  |  |  |  |
| －情報通信基盤技術の国際共同研究施設の整備（7年度2次補正 |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| －アジア・太平洋地域における情報通信基盤の構築及び接続を促進 するため，アジア・太平洋地域に適した各種アプリケーション開発，相互接続技術の開発等の国際共同研究を実施する。 |  | $\bigcirc$ | － | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| 【情報通信研究開発基盤の整備】 |  |  |  |  |  |  |
| －情理通信分野における起業支援に資する共同利用型研究開発基盤施設の整備 |  |  |  |  |  |  |
| －先端的研究開発のための基艦的施設（光ファイバ網上の最先端の ネットワーク環境を擬似的に実現）を整備することとした。通信•放送分野における新サービス開発を目指すベンチャーを含む民間企業等を支援。 |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| －次世代デジタル映像通信に関する総合的な研究開発 |  |  |  |  |  |  |
| －遠隔地の複数の者がネットワークを活用してデジタル映像を共同制作すること等を実現するために必要な通信技術を開発することと した。映像関連産業の集積•誘致の起爆剤。通信•放送機構が神戸市と連携して実施。 |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |


|  | 6年度 2次補正 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| －共同利用型の研究開発施設の整備 |  |  |  |  |  |  |
| －通信•放送機構への業務追加により，研究開発のための基盤的施設（光ファイバ網上の最先端のネットワーク環境を擬似的に再現でき る実験施設）を整備し，これを，民間企業の新サービス開発等のため に提供する。 |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| －高度情報通信センターの整備 |  |  |  |  |  |  |
| －地域の情報通信基盤整備を推進するため，CATV網等を活用し公共 アプリケーションの開発，導入を行うための高度情報通信センター を整備する。 |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  |
| －幹線道路等の整備 |  |  |  |  |  |  |
| －安全で安心できる国土構造の形成のために高規格幹線道路，地域高規格道路等の整備事業を実施する。 |  |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －交通安全施設の整備 |  |  |  |  |  |  |
| －安全で円滑な道路交通を確保するため，信号機の高度化，道路交通情報収集•提供装置の整備等を実施する。 |  |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| （2）経済復興に資する産業支援体制の整備 |  |  |  |  |  |  |
| －産業復興促進のための企画•調査等 |  |  |  |  |  |  |
| －産業復興を円滑に行うため，復興に係る企画•調査事業，新産業創出等各種プロジェクトを継続的に行うため，（財）阪神•淡路産業復興推進機構へ補助。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |
| －（財）阪神•淡路産業復興推進機構が行う復興に係る企画•調査事業，新産業創出等各種プロジェクトの実施を支援する。 |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  |
| －復興に係る企画•調査事業，ワンストップ・サービス導入等各種 プロジェクトの実施を支援するため，（財）阪神•淡路産業復興推進機構に対し補助を行う。 |  |  |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －特定産業復興施策 |  |  |  |  |  |  |
| －神戸はきもの産業復興計画の策定 |  | － |  |  |  |  |
| －神戸ファッション産業の復興を支援するため，神戸ファッション復興支援センターを開設する（財）神戸ファッション協会に，情報機器及び資料整備を補助する。 |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| 中小企業対策 |  |  |  |  |  |  |
| －資金調達の円滑化 |  |  |  |  |  |  |
| －被災中小企業者の当面の資金需要に応ずるとともに，事業の立ち上がりを円滑化するため，政府系中小企業金融3機関等による低利融資の充実•強化，中小企業体質強化資金の拡充による特別融資の創設，無担保•無保証人の資金調達のための中小企業信用保険の拡充等を実施。 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | － |  |  |  |
| －被災中小企業組合等への災害復旧費補助，円滑な資金供給を実施 する。 |  |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －操業の早期再開の支援等 |  |  |  |  |  |  |
| －被災中小企業者の速やかな操業の場を提供することにより，事業 の立ち上がりを支援するため，中小企業事業団の高度化事業に仮設工場，仮設店舗等の設置事業を創設するとともに，災害復旧高度化事業を拡充。 | － | $\bigcirc$ | － |  |  |  |
| －中小企業組合等の共同施設等の災害復旧費補助金を創設。 |  |  |  |  |  |  |
| －民活法の活用による産業関連基盤の整備の促進 |  |  |  |  |  |  |
| －民活法の活用による産業復興に資する施設整備を促進する。補助対象事業費の割合の引上げ，NTT無利子貸付制度の融資比率の改善。 |  |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| 大阪湾ベイエリア法の活用による中核的施設の整備の促進等 |  |  |  |  |  |  |
| －阪神•淡路震災復興事業に係るNTT無利子置の拡充等融資制度の融資比率の引き上げ（ $25 \%$ 又は $37.5 \% \rightarrow-50 \%$ ）を実施。 |  |  | － |  |  |  |
| －阪神•淡路地域における活力あるまちづくり推進調査：復興計画 の事業の中の大阪湾ベイエリア開発にとって重要なプロジェクトの うち，緊急性，重要性の高いプロジェクトについて，事業内容，事業化方策等の検討を行う。 |  |  | － |  |  |  |
| －阪神•淡路地域の復興に資するため，大阪湾ベイエリア法関連の支援措置により中核的施設の整備を積極的に推進するとともに，阪神．－淡路地域における活力あるまちづくりの推進を図る。 |  |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |

- 兵庫インターナショナルセンター建て替え
- 阪神•淡路大震災によるJICA兵庫イシターナショナルセンター （神戸市須磨区）の被災等に対応し，国際協力事業団（JICA）が，「防災対策」等の分野で新たに開発する研修コースを含め，開発途上国からの技術研修員の受入れ等を行うため，JICAの兵庫インター ナショナルセンターを建て替えることとし，神戸市内に，JICA国際 センター（仮称）を建設するための基本設計を行う。
－兵庫県が行う兵庫国際センター（仮称）構想の一環として，JICA兵庫インターナショナルセンターの整備を促進する。
- 地域研究開発促進拠点支援事業の実施
- 兵庫県における研究コーディネート活動（共同研究の企画や研究成果の技術移転等）を支援するとともに，それを活用して，科学技術庁や科学技術振興事業団等の諸制度を効果的に展開し，当該地域 の科学技術の振興と新技術•新産業の創出を促進する。
- ライフライン・被災企業復旧対策
- 電気・ガス等のライフライン及び製造業，小売業等被災中堅•大企業の設備等の復旧を支援する超低利融資制度を創設するため，日本開発銀行に対し出資金を追加。
- インフラ復旧•整備
- 工業用水道施設災害復旧事業補助制度を創設。
- 地震に強い工業用水道施設の整備，緊急時における安全給水の確保等のため，工業用水道事業費補助金を重点的に配分。
- 産業基盤施設整備
- 被災地域における復興事業計画案策定事業調査として委託調査費 の予算を確保し，事業を実施中。
－民間能力活用特定施設緊急整備費補助事業及び港湾利用高度化拠点施設緊急整備事業費補助事業において，阪神•淡路震災復興事業 に係る7年度着工する事業について民活補助金の補助対象事業費の割合の引き上げを実施。
－産業の基盤的施設となる神戸国際会館，高度商業基盤施設，国際会議場，インポートマート・FAZ施設，KIMECワールド，港湾文化交流施設等を整備。
－阪神•淡路震災復興事業に係るNTT無利子融資制度の融資比率の引 き上げ（ $25 \%$ 又は $37.5 \% \rightarrow 50 \%$ ）を実施。
- 輸入促進と海外企業誘致
- 外国企要の誘致を促進するため阪神•淡路地域復興国際フォーラ ムを開催。
－情報化の推進

| －ディジタル・クリエートエ房の整備 | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| －災害時統合行政支援システム開発モデル事業補助金 | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| －震災地区産業高度化システム開発実証事業（情報処理振興事業協会出資）：震災地区の復興対策として高度な情報技術を用いて当該地域の力強い復興を支援するため，震災地域において，被害を受け た既存産業の再活性化，新規情報産業の域内への誘致促進，災害に強い街づくりを行うためのソフトウェア開発，システム開発を行 う。（7年度2次補正） | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| 研究開発の推進 |  |  |  |  |  |
| －在宅福祉機器システムの研究開発を行うための，「ウェル・フェ アテクノハウス」を神戸市に整備中。 | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| －引き続き技術開発の側面から事業の推進を支援する。 |  | $\bullet$ |  |  |  |


|  | 6年度 2次補正 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （3）その他 |  |  |  |  |  |  |
| －港湾施設の復旧 |  |  |  |  |  |  |
| －被災した岸壁，一防波堤などの公共港湾施設等への災害復旧事業等の実施。 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| －神戸港埠頭公社の維持管理するコンテナ埠頭について，新たに災害復旧費の国庫補助の対象にし，復旧事業を実施。 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| －鉄道の復旧 |  |  |  |  |  |  |
| －地震により 638 km の区間にわたり不通となった鉄道施設の被害の甚大さにかんがみ，復旧に要する費用について，鉄道軌道整備法に基 づく災害復旧事業費補助による支援の実施。 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| －鉄道施設の復旧に要する費用について，日本開発銀行からの低利融資による支援の実施。 | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 3 「安全な地域づくり」のための諸施策 |  |  |  |  |  |  |
| （1）オープンスペースとリダンダンシー確保のための交通インフラとを兼ね備えた安全で快適なまちづくり |  |  |  |  |  |  |
| －防災性向上のための根幹的な公共施設の整備 |  |  |  |  |  |  |
| 【災害復旧事業等の推進】 |  |  |  |  |  |  |
| －河川，海岸，砂防，道路，下水道等の公共土木施設の復旧対策の推進。 |  | $\bigcirc$ | － |  |  |  |
| 【ニ次災害防止のための河川の整備】 |  |  |  |  |  |  |
| －二次災害防止，耐震性•治水安全度向上等のための災害復旧事業 と併せた河川の改良復旧事業等の推進。 |  | $\bigcirc$ | － |  |  |  |
| 【防災性向上に資する河川•海岸の整備】 |  |  |  |  |  |  |
| －緊急時の消火用水，生活用水の取水等のための水へのアクセスを確保する河川整備。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |
| 【災害時の緊急活動等を支える幹線道路等の整備】 |  |  |  |  |  |  |
| －格子型幹線道路ネットワークの整備：高度に市街化の進んだ阪神地域の交通の円滑化，緊急時における交通の代替性，迅速性を確保 するため，格子型幹線道路ネットワークを構成する高規格幹線道路等の整備事業を実施する。 |  | － | － | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －輸送路，迂回路等の整備：緊急輸送道路や広域迂回路の一部を形成する幹線道路等及び避難路や災害危険市街地における緊急活動を支援する路線等，格子型，幹線道路ネットワークを補完する一般道路の整備事業を実施する。 |  | $\bigcirc$ | － | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| 【防災拠点となる都市公園等の整備】 |  |  |  |  |  |  |
| －都市公園の防災機能強化のため，補助対象となる公園施設を追加。 | － |  |  |  |  |  |
| －市街地内の遊休地•未利用地を機動的に買収し，地区全体の防災性を強化するグリーンオアシス整備事要を創設。 |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| －災害復旧等と併せた既存の都市公園への耐震性貯水槽，備蓄倉庫等の整備を推進。 |  | $\bigcirc$ | － | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | － |
| －広域防災拠点となる広域公園等及びー次避難地としての地域防災拠点となる都市公園，下水道施設等の整備事業を実施する。 |  |  |  |  |  |  |
| －市街地における延焼遮断空間となる広域防災帯の整備に着手。 |  | － | － |  |  |  |
| －近隣住民の避難地などの一次避難地となる都市公園（1ha以上）を防災公園の対象に加え整備を推進。 |  |  | － |  |  |  |
| －防災拠点，広域防災帯として機能する河川•海岸の整備。 |  | $\bigcirc$ | － |  |  |  |
| －広域防災帯として機能する主要河川，道路や，これらと隣接して設ける公園•緑地等の整備事業を実施する。 |  | $\bigcirc$ | － | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | － |
| 【土砂災害対策の推進】 |  |  |  |  |  |  |
| －二次災害防止や避難路，避難地の安全確保等に資する砂防事業，急傾斜地崩壊対策事業等を実施する。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －六甲山麓部において土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と景観の創出等に資するグリーンベルトの整備を推進する。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |


|  | 6年度 2次補正 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 【公共施設の耐震性の向上】 |  |  |  |  |  |  |
| －震災被害を踏まえ，緊急度の高い橋梁について，橋脚及び落橋防止装置等の所要の補強対策を推進。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －新耐震基準に基づく下水道施設の改良•更新等及び災害発生時の下水道の機能維持のための下水道施設のネットワーク化に着手。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －ゼロメートル地帯等の海岸堤防等の補強を実施する。 |  | $\bigcirc$ | － | － | － | $\bigcirc$ |
| －耐震基準を満たさない砂防設備等の補強を実施する。 |  | － | － | － | － | － |
| 臨海部の防災機能の強化 |  |  |  |  |  |  |
| －震災時の緊急輸送や避難地確保の重要性に鑑み，緊急物資や避難人員の輸送を対象とする耐震強化岸壁に加え，避難緑地，備蓄施設等を備えた防災拠点の整備を実施。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| 海岸保全施設の整備 |  |  |  |  |  |  |
| －地震時に背後の港湾地域を防護するため，耐震化や液状化対策な ど防災機能を強化した海岸保全施設め整備を実施。 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |
| 神戸港等の整備 |  |  |  |  |  |  |
| －市街地復興の支援等に資する港湾の整備：市街地と人工島を結ぶ連絡道の被災により人工島が孤立した反省を踏まえ，港島トンネル の整備により人工島（ポートアイランド）へのアクセス路の多重化 を図る。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | － |  |
| －ゼロメートル地帯等の海岸堤防等の補強を実施する。 |  |  |  | － | － |  |
| コンテナ岸壁の耐震強化 |  |  |  |  |  |  |
| －港湾被災が被災地域及び域外の経済社会活動に及ぶ影響を最小限 に抑えるため，国際海上コンテナターミナルの耐震強化を実施。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |
| 既存の鉄道構造物の耐震補強 |  |  |  |  |  |  |
| －鉄道施設の被害の甚大さに鑑み，鉄道の安全確保等を図るために既存の鉄道構造物について緊急耐震補強を実施。 |  | － | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | － |  |
| 治山施設等の整備 |  |  |  |  |  |  |
| －老朽化等により災害のおそれのあるため池等の改修補強等を推進。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －人家等に重大な災害を起こすおそれのある地すべりを防止するエ事に必要な予算を措置。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －荒廃林地の早期復旧及び二次災害防止を図るため人家等に近接し た区域を中心に集中的に治山事業を実施。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －「阪神•淡路震災復興計画」に位置づけられた箇所のうち，特に早急に復興を図る必要がある箇所について，海岸事業を実施。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| 農山漁村における農道等の整備 |  |  |  |  |  |  |
| －災害時に集落等への交通が遮断される事態において，地域住民の避難路•迂回路•物資運般路として効果が見込まれる農道整備を促進。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －緊急時における車両通行の円滑化のため，漁港関連道整備事業の予算を確保し，事業を実施。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | － | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －漁港背後の漁業集落において，災害時に避難路，避難広場として準用し得る漁業集落道，緑地•広場施設等の整備のため，漁業集落環境整備事業の予算を確保し，事業を実施。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| 被災地の再生等と連携して整備を進める必要のある新都市核の整備 |  |  |  |  |  |  |
| －住宅や産業業務施設を備えた新都市核の整備に係る土地区画整理事業，ニュータウン開発事業及びこれらに関連する公共施設の整備事業を実施する。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| 災害時に対応した交通管理施設の整備 |  |  |  |  |  |  |
| －災害発生時における緊急交通路を確保するため，交通管理施設の整備を実施する。 |  |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |

- CATVを利用した住宅等の，情報化実証実験
- 防災対応マルチメディアモデル住宅を整備し，家庭に居ながらに して，防災情報をはじめとする様々な情報を入手可能なシステムの研究開発を実施する。
（2）防災性を有するライフラインの整備
- 水道施設の耐震化等整備
- 水道施設の復旧については，国庫補助率の嵩上げ等の特例措置を講じ，水道施設災害復旧経費を計上。
－水道施設の復興については，水道水源の確保，配水池容量の拡大，石綿セメント管等老朽管の更新，水道広域化施設，高度浄水施設の整備予算を計上。
－引き続き必要事業費の確保や配水管等を利用した貯留施設及び緊急遮断弁の整備等により，災害に強い水道施設の整備推進を支援す る。
- 災害に強いライフライン共同収容施設の整備
- 災害時におけるライフライン確保の観点から，一般国道2号等にお いて，ライフライン共同収容施設としての共同溝•電線共同溝の整備事業を各事業者と調整を図りつつ実施する。
（3）応急災害対策に資する公共施設の整備
－消防防災施設等の整備
$\cdot$－被災した消防防災施設等に係る災害復旧事業に対する補助金を予算措置。
－阪神•淡路大震災の教訓を踏まえ，海水や河川等の自然水利を活用し，消防水利の多様化を進めるほか，大規模災害に対応しうる全国的な消防防災体制の整備を促進する観点から，耐震性貯水槽，消防団拠点施設，緊急消防援助隊資機材，広域応援画像受信装置等の整備を促進する。
- 緊急時の消火•生活用水等の確保対策
- 生活用水の安定的供給や緊急時における消火用水等の供給が早期 に可能となるダムの整備。
－高度処理施設等の整備及び下水道処理場等の避難地等としての活用のための下水道事業を実施する。
－消火用水等の取水施設や階段護岸の整備等のための河川事業を実施する。
－農漁村における集落排水施設等の整備

| －循環利用が可能な生活•防火用水を確保するとともに，快適な生活環境基盤を整備するため，集落排水施設等の整備を推進。 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | － | － |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| －漁港背後の漁業集落において，循環利用が可能な生活•防火用水 の確保と快適な生活基盤の整備を目的に，漁業集落排水整備を実施 するための予算を確保し，事業を実施。 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |
| 災害に強い漁港の整備 |  |  |  |  |  |
| －漁港を緊急食料の輸送や救援活動の拠点として活用するため，漁港整備事業の予算を確保し，事業を実施。 | $\bigcirc$ | $\bullet$ | $\bullet$ | $\bullet$ | $\bigcirc$ |
| 公立学校等施設の整備 |  |  |  |  |  |
| －公立学校校舎等の耐震性を確保するなど公立学校等施設の防災機能を強化。 | $\bullet$ |  |  |  |  |
| －公立学校校舎，学校給食施設設備等の耐震性を確保するなど公立学校施設等の防災機能を強化。 | $\bullet$ |  |  |  |  |
| －公立学校施設において，児童生徒及び教職員のための防災用品及 び食料等を保管しておく備蓄倉庫を整備。 | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| －公立学校施設において，児童生徒及び教職員のための防災用品及 び食料等を保管しておく備蓄倉庫を整備。また，学校内に防災緑地 やスプリンクラーを備えた防災広場を整備。 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |
| －公立の学校施設及び社会体育施設において，災害時における飲料水及び生活用水を確保するため，浄水機能を有する水泳プールを整備。 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |


|  | 6年度 2次補正 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| －地震防災対策特別措置法等に基づき公立小中学校校舎の改築，補強を行い耐震構造化を推進するとともに，公立学校等について災害時における応急避蜼場所となることから，校舎の補強等を行う。ま た，私立学校についても，施設の耐震構造化を推進する。 |  |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －災害救助調査研究•研修事業 |  |  |  |  |  |  |
| －阪神•淡路大震災の対応を教訓として，災害救助を適切かつ迅速 に実施する上で必要な調査研究，研修事業を実施する。 |  |  |  | $\bigcirc$ | － | $\bigcirc$ |
| －阪神•淡路地域の防災関係情報の分析•活用 |  |  |  |  |  |  |
| －阪神•淡路大震災における復興関連資料や記録を収集•保存，調査•分析するとともに，その成果を全国に情報発信する。 |  |  |  | $\bigcirc$ | － | $\bigcirc$ |
| －特定地震防災対策施設（阪神•淡路大震災メモリアルセンター （仮称））の整備整備に要する経費の一部を補助する。 |  |  |  |  |  | $\bigcirc$ |
| －地域非常通信のためのネットワーク技術の研究開発 |  |  |  |  |  |  |
| －広域的な災害対策の迅速かつ的確な遂行を支援する耐災性の高い地域非常通信ネットワークを実現するため，阪神•淡路地域におい て先導的技術の研究開発を実施する。 |  |  | － | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －郵便局を活用した災害情報提供等の実験 |  |  |  |  |  |  |
| －神戸市等地方自治体との連携により，郵便局に設置する端末機を用いて，郵便局を地方自治体からの災害関連情報を提供する情報拠点として活用する等の実験を行う。 |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |
| －防災情報ネットワークの強化 |  |  |  |  |  |  |
| －主要な道路の「道の駅」における道路情報提供装置の整備，サー ビスエリア等における道路・フェリー情報交換システムの構築，道路交通情報通信システム（VICS）の整備等を実施する。 |  |  |  | $\bigcirc$ | － | $\bigcirc$ |
| －地震計等災害情報収集機器の整備，マイクロ回線，下水道管理用光ファイバーネットワーク等の整備等を実施する。 |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  |
| －復興工事安全衛生確保支援事業の推進 |  |  |  |  |  |  |
| －復興工事に係る労衝災害の防止を図るため，工事現場巡回指導等 を実施する。 |  |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －学校等における防災体制，防災教育の充実 |  |  |  |  |  |  |
| －学校等の防災体制の充実のため，市町村教育委員会等に対し，地域の実態を踏まえて実践研究を委嘱する（6地域）とともに，普及啓発 パンフレットを作成。 |  |  | － |  |  |  |
| －学校における防災教育の充実を図るとともに，児童生徒の防災リ テラシーや教職員の防災対応能力の向上を図るため，モデル地域の指定（6地域），研修会の開催，教師用指導資料を作成。 |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |
| －学校等の防災体制の充実のため，地域防災組織や関係機関との連携，情報連絡体制の整備，学校防災についての普及啓発等を図ると ともに，防災教育の充実を図る。 |  |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －安全教育の充実 |  |  |  |  |  |  |
| －学校における防災教育や避難訓練の充実等を図るため，「防災教育，心の健康相談活動に関する研修会」等を開催するとともに，小学生用の防災教育教材の作成，配布等を行う。 |  |  |  |  |  | $\bigcirc$ |
| －児童生徒の心の健康管理（メンタルヘルス）の充実 |  |  |  |  |  |  |
| －平成7，8年度の調査研究結果を踏まえ，大震災等の災害非常時に おける児童生徒の心の健康管理について啓発する。 |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  |
| －学生防災・ボランティア普及啓発 |  |  |  |  |  |  |
| －災害発生時に少しでも被害を少なくするため，学生に対して，災害発生時に対する心構え，防災知識，避難方法等のノウハウを教授 するとともに，震災発生時のボランティア活動の方法，二次災害へ の対策，留意点等について啓発する。 |  |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |


|  | 6年度 2次補正 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| －地震防災フロンティア研究の推進 |  |  |  |  |  |  |
| －理化学研究所と兵庫県が協力し，兵庫県三木市において，多分野 の研究者等による流動的な体制により，都市部を中心とする地震災害の軽減に関するソフト面に重点を置いた先導的な研究を推進す る。 |  |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －実大三次元震動破壊実験施設の整備 |  |  |  |  |  |  |
| －構造物等の耐震性向上等を通して地震災害の飛躍的軽減を実現す るため，阪神•淡路大震災級の地震動を再現し，実大規模での構造物等の破壊現象の解明が可能な実大三次元震動破壊実験施設を，兵庫県三木市を建設地として整備する。 |  |  |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| －自衛隊施設の整備 |  |  |  |  |  |  |
| －被災した自衛隊施設（海上自衛隊阪神基地隊等）の復旧事業。 |  | － | $\bigcirc$ |  |  |  |
| （4）その他 |  |  |  |  |  |  |
| －災害対策のための通信の確保 |  |  |  |  |  |  |
| －災害対策用通信機器等の配備：地方公共団体に対し，携帯電話等移動通信用無線機（1，000台），衛星地球局設備（13台）を無償貸与する ことにより，災害復旧活動等の迅速•円滑な遂行を図ることとし た。 | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |
| －都市の安全と復興に関する総合的研究 |  |  |  |  |  |  |
| －都市の安全と復興に関する総合的研究を推進するため，神戸大学 に都市安全研究センターを新設。 |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |
| －地域安全対策の推進 |  |  |  |  |  |  |
| －警察施設等の復旧事業等。 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |
| －地域安全対策の強化：阪神•淡路大震災の復興に際し，地域住民 の不安感の払拭に努めるとともに治安の維持に万全を期するため，地域警察の機能強化のための無線警ら車等の車両，防災対策強化の ためのヘリコプターテレビを装備した中型ヘリコプターの整備等を実施。 |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| －国土総合開発事業調整費による復興事業の支援 |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| －国土総合開発事業調整費を活用し，阪神•淡路大震災からの復興 に関連して実施する開発，保全に関する各種公共事業間の調整を行 うなど，これらの事業の円滑かつ効果的な実施を支援。 |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |

出典：総理府，阪神•淡路復興対策本部事務局『阪神•淡路大震災復興誌』（H12．2）

